

研究推進事業に関する規程

制 定：2009年 4月 11日
最近改正：2019年 3月 21日

第1条 一般社団法人日本心理臨床学会（以下「本会」という。）の定款第4条に基づき、この規程を定める。

第2条 研究推進事業は、以下の3事業とする。

- (1) 特別課題研究事業…本会業務執行理事会において、心理臨床学が社会貢献をする上で重要、かつ包括的に研究を推進することに意義があると認めた研究課題について研究費用を助成する事業
- (2) 研究助成事業…本会理事により推挙された研究課題及び会員から申し出のあった研究課題について審査の上、相当と認められたものについて研究費用を助成する事業
- (3) 学会誌投稿助成事業…本会大会で発表した研究を、本会の学会誌に投稿するための費用について、審査の上、相当と認められたものについて助成する事業

第3条 研究推進事業を行うために、研究推進事業委員会（以下「委員会」という。）を本会に設ける。委員会は、研究推進事業に関する業務執行理事会等への報告、その他研究推進事業の運営にあたって必要な事項を行う。

第4条 委員会は、業務執行理事会において業務執行理事の中からその互選により選出された委員会委員長及び理事会において業務執行理事を除く理事の中からその互選により選出された4名の委員の計5名によって構成する。

第5条 各事業における審査を行うために以下の審査委員会を置く。

- (1) 特別課題研究審査委員会…特別課題研究事業における審査を行う
- (2) 研究助成審査委員会…研究助成事業及び学会誌投稿助成事業における助成の可否等について審査を行う

第6条 前条の審査委員会は以下のように構成する。

- (1) 特別課題研究審査委員会
 - ①研究推進事業委員長及び業務執行理事を除く理事の中から業務執行理事会の指名により選出された4名の委員の計5名によって構成する。
 - ②特別課題研究審査委員長には研究推進事業委員長が就く。
 - ③特別課題研究審査委員の任期は、業務執行理事会の指名の際に、業務執行理事会が決定する。
- (2) 研究助成審査委員会
 - ①研究推進事業委員長、及び理事会において業務執行理事を除く理事の中からその互選により選出された6名の委員の計7名によって構成する。
 - ②研究助成審査委員長には、研究推進事業委員長が就く。

第7条 委員会は、研究推進事業について以下の確認を行う。

- (1) 特別課題研究事業…成果として提出された報告書を評価の上、業務執行理事会に報告する。
- (2) 研究助成事業…成果として提出された報告書を確認する。
- (3) 学会誌投稿助成事業…義務である投稿が行われたかを確認する。

第8条 研究推進事業において拠出された助成金が不正に流用されるなど、助成を継続することに問題があると委員会が認めた場合、研究推進事業委員長はこれを速やかに業務執行理事会へ報告する。

2 前項の報告を受けた業務執行理事会は、助成金の返還請求等の必要な措置について審議する。

3 理事長は、前項の審議の結果を踏まえ、必要な措置を決定する。

第9条 本規程に定めなき研究推進事業に関するその他の事項（応募要領、審査方法、助成金額等）は、特別課題研究事業に関する運用内規、研究助成事業に関する運用内規及び学会誌投稿助成事業に関する運用内規において別途定める。

第10条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て、理事長が行う。

附 則

1 この規程は2009年4月11日より発効する。

附 則

1 この規程は2013年4月1日より発効する。

附 則

1 この規程は2016年3月27日より発効する。

附 則

1 この規程は2019年3月21日より発効する。